

静岡県告示第170号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和2年3月13日

静岡県知事 川勝平太

仁科・田子・安良里・土肥・戸田加入区（仁科・田子・安良里・土肥・戸田区域の伊豆漁業協同組合の地区のうち旧田子漁業協同組合の地区で営む小型合併漁業のうち主として釣りを営む漁業区分）

1 届出年月日

令和2年2月28日

2 発起人の住所及び氏名

賀茂郡西伊豆町田子1625-1

浅倉 貞夫

賀茂郡西伊豆町田子1584-8

山本 理喜男

3 区域

仁科・田子・安良里・土肥・戸田区域

4 区分

伊豆漁業協同組合の地区のうち旧田子漁業協同組合の地区で営む小型合併漁業のうち主として釣りを営む漁業区分